

○宇都宮市中心市街地拠点広場条例施行規則

平成18年 9 月28日

規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市中心市街地拠点広場条例（平成18年条例第39号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 広場の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により広場の使用許可を受けようとする者は、使用日の属する月の前6月から使用日の前3日までに、使用許可申請書を市長に提出しなくてはならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 市長は、前条の使用許可の申請について、適当と認めたときは、許可を決定し、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第5条 使用者は、広場の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、使用許可取消変更申請書に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(附属設備)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める附属設備は次の表の左欄に掲げるとおりとし、条例別表の規則で定めるその使用料の額は当該左欄の設備に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。

設備名	単位	金額
広場敷設の電気及び水道設備	日額	1,030円
雨天用エアドーム	日額	3,130円
広場常設備品（1式）	日額	1,030円

（平21規則6・平26規則5・令元規則5・一部改正）

(使用料の免除)

第7条 条例第8条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申

請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、使用料の免除決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は条例第9条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、広場の使用に当たっては、別に定める事項を遵守しなければならない。

(指定管理者の管理)

第10条 条例第10条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合における第3条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(様式)

第11条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(平31規則3・旧附則・一部改正、令2規則40・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成21年3月24日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日規則第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第3号)

この規則は、平成31年12月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日規則第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日規則第40号)

この規則は，令和 2 年10月 1 日から施行する。